

議員さんのおっしゃることはもっともでございます。ところが先かという問題は価値判断の問題があるわけでございますが、十分反省いたしましてそういういった点に誤りのないようになしたいと思っております。

○ヘイ四番（石川隆義君）　それだったらなぜか一中学校の三階建を變更してカレハガでせうと。今後高校、大学と激しい社会に飛ぶ出ず児童の教壇にカレハガを充足するのには予算に載るまい。六、七百万円がか九百万円だから知りませんけれども、それは当初予算に絶対必要なものですよ。こういうものがなければ認められず阪神市民体育館はできよべとの後の有様委託料まで含めていつのか、義務教育の場の中学校のカレハガについてはお水お水も解しますけれども、これは予算にはなくて、また消防車を買いますといふのも一銭もない。これは補正でやるかというところで解できますが、お水お水も真剣に市民の代表者として信頼される議会活動をするべく一失懸念命やうするのですから、やはりお水に十分答えられる説明がなければ私は解するわけにはいきません。

○ヘイ八番（岩田傳君）　本日は市民体育館建設特別委員会が審議して

おりますので私は委員長から何か出るかと待つてゐるわけですが、ここで休憩いたしまして全員協議会で説明されるほうがよろしいと思っております。

議長（米次晴男君）　暫時休憩いたします。

午後一時五十九分　休憩

午後二時三十分　開議

○議長（米次晴男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○ヘイ四番（石川隆義君）　阪神市民体育館建設費二億三千四百四十九万一千円について理事者にご預内しておいてあるわけですから十分納得のいく説明をお願いいたします。

○助役（藤崎俊夫君）　休憩前にもお話し申しあげましたように、特別委員会等にもご相談申しあげました。これは、してろ道場、外構工事、備品等に加え二億三千数百万円を計上したわけでございますが、管理費につきましては二月、三月の二ヶ月分につきまして一ヶ月当初予算に載せてははいかと、このような批判を受けました。ほかにまだ重要な事業がござりますというものがあればいいにもかかわらずこのように二月、三月の管理

費までも載せているのはどういふわけかとのご批判をいただいたわけでございます。石川議員さんのおっしゃることはごもっともな面が十分にございます。

価値判断の問題でございます。予算編成の技術上の問題として大変むずかしい面もございますが、今後指摘の面につきましても私ども十分反省いたしまして、希冀に答いたいと思っております。いふも申しわけございませんでした。

○二十四番（石川議員） 私は今回大塚大点に結びますとこの質問をいたしたわけでございますが、それと分には理解し得るものと、また理解しかねるものとあります。いづれこれらの内容につきましても、所管の委員会にも付託されて十分に審議がなされるものと思われまので、私としては合併につきましても質問をこの程度にとどめまして、一応この点はお解いたします。

○二十七番（岡 本吉君） このたびはご来議とござりますとこの質問の質問の主題につきましても、理事者の答弁の趣き、またいろいろな面におきましても非常に貴重な、しかも四万市民のもっとも注目している当初予算の審議がやはり突如としたことについては、今後理事者

にありまして十分に注意をいたさうなということとをまず願いたしまして、次の質問を行いたいと思っております。

まず収入の面でございますが、二ページ並びに一七ページに関連いたします。この分損金及び負担金について質問申しあげます。

一七ページにおきまして分損金及び負担金中民生費負担金が載っております。児童措置費負担金がござります。ところが当初予算におきましては分損金全般に計上されております。これはご承知のとおり、四十六年度当初予算におきましても分損金は計上されておりました。

したが、補正第四号におきまして地方交付税の清掃費配分金へ五百万円、補正第四号におきまして同じく民生費分損金といたしまして三百三十八万八千円、計一千八百三十八万八千円が四十六年度の補正第四号までに計上されておるのでございます。

以上のように、四十六年度当初では計上されておりましたが、四十七年度におきましてこの補正第四号並びに第四号でもう行なわれたような八百三十八万八千円というようなもの分損金が期時できるものであるかどうか、この点につきましてもぜひ点のご質問を申しあげます。

ございます。

次に一八ページ、最初に費弁議員からかなり使用料及び手数料につきまゝ詳しく説明もあつたわけでございますが、私はそのうちの教育使用料の問題につきまして預金申しあげます。

教育使用料は市営水泳場使用料にかかぬものでございまして、これも、市営水泳場でございます。以て、当初予算に計上する教育使用料というものは、その後補正されたためしはございません。したがって今年度もおやり人これが最初であると同時にこのままいかれるものでありうと思いますが、この積算の根拠につき次の預金に答えていただきます。

単位時間の使用料四回分のりる三百五十人から七十一人の大人、小人、あるいは超過使用料等という記載しておりますが、単位時間の使用料におきまして大人三百五十人が昨年三百二十人で一〇%の増ですが、小人におきましては四〇%の減でございます。この辺は理解できるわけでございますけれども、超過使用料が昨年度と比べますと五〇%以下にしか増えなかった理由、したがいまして四六年度における教育使用料の戻数についてあわせて答弁した方が説明していただきたいと思ひます。

次に一八ページ、国庫支出金中国庫補助金でございます。このうちお二目の消防費国庫補助金について説明申しあげます。

前年度対比ということでは今年度百五十万圓、前年度五十万圓、比較として百万圓の増ということですが、前年度の五十万圓というのはご承知のとおり補正お二号でゼロに戻っております。以後復活されたことはございません。したがいまして今年度百五十万圓を組んでございますけれども、この百五十万圓の消防費国庫補助金が昨年度当初と同様に本年度当初に組んでおいて、後にゼロに戻してそのまゝ復活したというよりは、これはいかということ。二八ページ消防費都補助金との関連もありうかと思ひますので、その点について関連を持たせながら明確に説明していただきたいと思ひます。

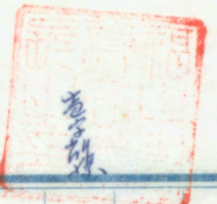
次に四二ページというものでございますが、補助金に関連する件でございます。補助金という名目でもうお出しされている金額が総額どのくらいになり、どのくらい割り金を占めるのか、例えば農業振興事業に対する

補助金。たゞこの販売組合に出す補助金等、各項目にわたって補助金というものが出ておりますが、これが風体的にどのくらい、国体にどのくらい、金額で、元々その支出に要する割合はどのくらいか、ということも預内いたします。

次に二四九ページ、土木費の中に防犯灯維持費補助金という形が二万円の載っておりますけれども、いままでの市の方針としては、従来各町会にまかされてあった防犯灯を市でもって今年度より維持管理するという約束が再三にわたってなされておりますが、つこうするところ補助金はどこへ出すのか、市でこれを風部みるということにすると、相手がいないところの補助金二万円の計上はという理由であるか、私の見解が間違っているのかどうか、その点について預内申しあげます。

次に六二ページ、行財政実態調査委託料二百万円はどのような行財政の実態調査を行なうのか、その内容と委託先について答へ願いたいと思います。

又、八五八頁につきまして基礎項目の預内を申しあげましたが、順次答へをお願いたします。



○企画調査費支幹（実質国利若） たゞいまのご預内の一七ページの分損金及び負担金の関係でございますが、これは前年の補正費の分損金として一ヶ八百万の程度出ていますようにですが、支出費の分損金については補正費二百万の間に申しあげたと思っております。地方交付税の関係をございまして、これは

支出組合でじん芥処理施設を建設した場合、その建設費が地方交付税として支出組合へ還付されるわけですが、したがってその建設費を当市からも負担しておりますので、負担した分が還付される。

本来ならば建設費として充当すべきものを、ここから負担金として払っておりますので、その分が返ってくるわけですが、これは福生市、瑞穂町、青柳町の関係で配分されるわけですが、これは建設の行なわれた年度のみにございまして、この対象はたぶん当時百五トン焼却炉を造るということ、積算によって算定されたものが地方交付税に入っているわけ、

四六年度は瑞穂町の交付税の中に入っておりますけれども、四七年度についてはまだ確定しておりません。しかし例えば、最近瑞穂町を建設するところの場合には交付税が入るというところも考えられますが、

りいとも、その建設に対する負担というものは今後また別に出るというか、

もしれません。したがってこちらから負担した場合に於いては、その負担した分だけは還却されることになるわけですが、それがこの市町村へ入る人々のかという点にばりますと、それはわかりやすいわけですね。

このような関係で本年度は建設事業というものを見込んでおりませんが、どのくらい入るという点は現在のところではわかりません。

以上のようないで本年度は収支費の負担金が入るというわけですが、

次に、補助金の額と国庫数についてでございますが、現在のところまことに心細いのですが、その点については私もよく調査しております。ただ国庫等は昭和七年度当初予算資料から出して見ないとわかりませんが、四ページにございます。これは性質別の額でございますが、額については補助金ということでもこの中に包含されておるわけでございます。したがって、この中には収支組合の補助もあり、消防などの大きなものも入っております。つまり、それらを除いた補助金としても、具体的な数値をばいつてみないとわかりませんが、五ページにも都庁九にも負担金

補助金及び交付金として載っております。各款ごとに議会収支

総務課費等がこれに含まれておりますけれども、その計数はまことに申しわけないですけれどもまだ国庫名もわかりませんので、もし何回かたう後ほどお教申しあげたいと存じます。

次に六ページの行政財政状態調査の委託料二百万円でございますが、本年度より基本構想という市の基本が今後の行政を行なううえにおいてやはり必要だということも認識されてくると、また議会から指摘がありまして計画がはかばかしくいではないかということも、地方公共団体でもその期限というものを定めておるのですけれども、現段階におきまして公共施設整備計画というふうなもので進めておりますが、やはり福祉市という

ものの予算より先を見込んだものを構想として打ち出すわけは、うまい。それに基づいてそれに到達するように基本構想をつくらざるわけですが、その問題を考へるためには現在の福祉市にどのような要望があるのか、あるいはどういうような状態にあるのかというように、例えば都市間の関係の道路の状況とか、あるいは交通網の問題とか、財政的な問題とか、一般市民の方の考え方をいへばやはり福祉行政あるいは

文化施設等の要望などが、あるはいろいろた状態をつかむの必ずしも
わづらひい。これを実際に分析していきまして、また交通などの関
係でいきますと、電車の乗降客の状態などは流入人口、流出人口
の状態等を委託いたしまして、おそれるこの専門的は業者というものが
ありますのでこれへお願いいたしまして、自治体へは基礎的は数値を
つかむということによりまして、さらにそれに基きまして基本の考え方をいん
く打ちおしっていくというふうなことで、実は基本構想をつくる場面に大体
そういう基礎資料がつくられたうえにおいて委員会より、そういう特殊
な協議会というものがつくられましてこれを進めるということでも、おへ歩
の調査(このことでもあります)。

現在青森市で基本構想が本年度終了されてしまっておりま
けれども、青森市がやったような業者を依頼したいと思ひます。
また羽村町もここで実態調査を行ないますので統合してやるば
うが経済的にもいいではないかというふうなことで、二百万円程度をせ
かりさせていたという基礎資料をつくりたい。むしろ基本構想を
つくるのではないということでも、基本構想は別の問題であり、

その段階のものを調査するわけですから相当の人員費もかかるし、実際に
期間も相当かかると思ひられます。まずまずは分かるのではいかと
いうことであり、現在の福山市の考え方を将来に伺う方向の基本的
なものを考えるというふうな考え方は、業者は相当数ありますけれども
それになります。研究所もありますし、協会というものもありますし、
都市計画協会というものもありますし、また選定してあります。
そういうものの意味です。

○教育委員会庶務課長(内田和雄君) 議員さんのご質問に
教育使用料につきまして白席からご答弁させていただきます。
学算書に載っております教員は昨年度の成績を見ましてもほぼ
おしなわけでございます。単独時間使用料は大人の場合で昨年度
の平均でございますが三百五十七人という数値になっております。小人が
六百六十六人ということもございます。超過使用料は大人が三十九
四人、小人が七十八人というふうな数値が出ております。それによ
りまして本年度は計上されていったわけでございます。

○建設課長(若谷徳男君) 一四九ページの土木費中負担金補助及び交

付金の中の防犯灯維持費補助金である内でございますが、従来防犯
灯の補助金交付規則によりまして電力料金の補助金につきましては
町会あるいは自治会等で管理しているものに対しては十割補助をしてい
るわけでございます。そのほか、商店街にある街路灯で防犯灯の役
をいっているものと認められるものに対しては、その電力料金の三割以内という線
で補助金を出しているわけですが、その関係で自治会等の電力料金に
つきましては道路河川橋りょう総務費の需用費の中に含んでござい
ます。商店街の街路灯に対する補助金は負担金補助及び交付
金の項に二十万圓組んであるわけでございます。

○総務課長（高木求君） 国議員さんのご質問の中の消防費国庫補助金につ
いてのご質問でございますけれども、防犯灯水稲の補助金につきましては
いゆる消防施設強化促進法に基づき、国庫補助金と、いゆる基地
周辺の民生安定法に基づき、補助金というわけでございます。昨年度まで
はいゆる消防施設強化促進法に基づき、——これは自治省の国庫
によりましてけれども、そういう点でここに提示しておいたわけではいま
す。昨年はご質問がありまして、ときにこの会計甲しめまいたような

状況でありますので、四十七年度におきましてはいゆる消防施設強化促進法のほうの
関係が昨年の例もございまして、可能性が強いわけですので、消防施
設庁にこれら消防施設について、防犯灯水稲の補助金を要請して
ございます。これは（基六）万円の二分の一の補助三千万円、五基分を計
入してあるということでございます。

関連いたしまして、都の補助金はどうだというお話でございますが、これ
は都のいゆる都市計画に基づき、単独補助事業でございます。これらに
つきましては昨年のわりの実績を勘察いたしまして、三基を予定して
いるということでございます。

以上でございます。

○十七番（岡米君） 最初に補助金のことについて再質問させていたいただきますけれども、
補助金のことにつきまして、私も一先懸念、四十七年度当初予算の資
料というのを見たのですが、いま答弁がありまして、たまたま補助金と書いて
あるのです。ところがこの金額がばかに少いのです。四ページに出ており
ますが、とにかく横成比が二〇・五％ということでは載っていませんので、質問
したわけですが、資料が整っていないようですが、私はいま載っているところ

の補助金とか補償金とか助成金とか負担金とかといういわゆる補助金
 といったものもが統制する所になつてゐるのではなかつたかと思つてゐる。そう
 いう趣旨の答へだと思つてゐますけれども、このことについては例年の当初算
 算において補助金の定める割合というのはいつもとどけたかの議員が質問されて
 いると思つてゐますが、この純然たる補助金ほどのくらいあるかということとは資
 料がいろいろとござつてゐないということでもないのでこれ以上やうも致さな
 ざらんので、できません。今会期中に知りたつたと思つてゐますので資
 料の提出を求めたいと思つてゐます。

次に、先ほどう防犯灯維持費補助金につける課長の答へはまさにさう
 考へてゐるだらうと思つてゐるつもりですが、そのことにつきましては各議員のさうい
 うは行政に対する質問あるいは要望等にまゝして町会に対する補助
 率は年々アップされてゐる。ついでに町会が全額補助するということになつたわけ
 でございます。あと商店街の関係の補助金の率を少なくともいまの三割
 を五割くらいに補助できるように努力できないかという点につける答へとい
 へばできないと思つてゐます。

次に確認ですが、教育使用料の減額がこのような減額である理由、

単位時間でもつて一回、超過時間でもつて前年度より六割の減額というよ
 うな状態に付ては、先立って議員より強い要望がございまして、各割
 改正にもなるという形が日を追つてゐるというところになつたということ
 でよく理解できるところです。しかし大人がばかりでなく昨年度八十八人見込
 んでおりまして今年も四十人だと、いま人数を伺いますと実際は三十九
 人しかいないということでも人数がさうなうやうな減額がございまして、これは年
 々減々こういうことになつてゐるという形が予想されるかどうか、特に去年の見積
 りより半分以上に減つてしまつた、やはり小人の無料化でこういうことになつてき
 るのか、あるいはまたこの近辺でさういうような施設がたふさんでゐるのか、さうい
 はたつたのか、それと点々あたりがございまして、去年の予算願つたと思つてゐます。

最後に総務課長にたゞいまの答へで納得いくわけでもございすけれども、
 端的に確認いたします。

消防費国庫補助金につけるのはこのとおりと、間違はないと了解し
 てよろしいのか、去年はせめて減つてしまつたのです。それで心配してさう
 いうことを聞くわけですが、去年より三割に減つて減額はないのか、
 これは補助がせめて減つてゐるのか、減つてゐるのか、さうも課長もい

まいたけいども、私はこの補助金についても昭和四十七年度当初予算費料から検討してみました。最初五つの月組んでおいて補正中五つで七十三万三千円、そして八十七万九千円という戻金が都のほうには出ております。たゞ国庫補助金についてはもうやうな教員のうえで組んでおいて補正中五つで六にわたったわけですが、昨年の当初より三階に組んだ、だからその差は向違ひだといつてもいいですけれども、そういうことのほいようせつかく組んだのもうはかりず取つてきてもういたいいつていすべ、その点向違ひしてよくいふやうで恐縮ですけれどもお答え願いたいと思ひます。

○総務課長（高水求君）　いま園長さんにどうも押してきれたわけでございますけれども、昨年の補助金のケースと今回の国庫補助金のケースについては若干ありますので、いりやう自治省関係ですと点数が一応福生の場合には補助金の申請のあった他の国庫から比べた上段にあつたのでんいうことになつたのだといふことをいかに申しあげたわけでございますが、今回の場合はいりやう長生安定関係の補助金でございますので、点数制といふことはありますのでまずいじやうぶだやうといふことで訂入したわけでございます。

まずが、この五基の四基、三基にはちかえり辺についてはまだ明確にお答えできませんけれども、いずれにいたしましてもこれを獲得すべく私のほうも努力をいたしたい所存であります。

それから都の補助金につきましてはいりやう点数制のようはもうございまして、昨年の戻金が即ちのまゝ本年もいくかといふことは若干疑義がありますが、その点たゞいま申し添えておきます。

○教育委員会庶務課長（内田和雄君）　教育使用料の超過使用料減額につきまして私どもの予想しておりますのは、昨年度後野議員さんからの要望等がありまして小中学校に無料料を配ったわけですが、その無料料が二時間単位となっておりますために、例えば三人のうち一人が使用料を越えた場合には二時間であるという形になつておりますのでおぼろげさんの超過が減るというのではいか、それと後校でもあまり長時間泳ぐといふことに對して後年度においては二時間やういふいじやうという指導もいりやうです。それからともいひまして大人が子供と一緒にかきまゝ使用した場合には、子供と一緒におまゐりして超過料金を減つてくるのではいか、これは私どもの予想でございますがよろしくお願ひいたします。

○総務課長（高水求君） 防犯灯につて先ほど議員さんより今後五割ぶ
らに補助をアップできんかというお話しでございますので、いままでの経過
等についてお話し、さらに今後の問題については建設課のほうにまいるので
建設課のほうで、あるいは担当委員会等で当然検討され結論を得
たいということのようでございます。

要するに三割補助と三割補助という場合に、一方のいわゆる商店街
の防犯灯につきましてはお客さんに対するサービス、お客さんの誘致とい
つたいわゆる商業振興的は面での街路灯が多いわけですが、私ども
これを三割補助というものに観念をとつたときに、非常に地域によって
まちまちでございます。一例をとりますと、銀座通りなどは非常に街
路灯が充満されております。私ども実際に夜間見に行ったわけですが、
いままでの所会防犯灯の観念から見ますと、銀座通りの場合はむしろ
明る過ぎるといえるほど非常に明るいわけでございます。その銀座
通りなどの場合二灯にへ灯という割りでも防犯灯としてならばよいで
はじいかと心うわけですが、風灯を対象にしての三灯に（灯ということ
あるならば三割補助ということになりますし、また五時から商店街が閉

店になる八時あるいは九時ごろまでという場合は、いわゆるお客さんへのサービスだと、
九時以後は防犯灯ではじいかということから、一応三割ということであるも
会使用料に對しての三割であり、さほど商店街だけに割の悪い補
助率ではないということでございます。それでは三灯に（灯の割合でやっ
らにひはじいかということをつかれるかも知れませんが、技術上の観念から、
あるいは三灯の割灯もございすし、有料灯の割灯もあるようござい
ますので、そういうものという検討するのにもむずかしいということから、
臨体的な使用料に對しての三割を計上したというふうなことで今日まで
きておるわけでございます。

今後の問題につきましては、以上のよう経過をたどつてきております
ので、これを勘案しながら検討させていただきたいと思っております。
○ヤセ番（奥米求君） 私は先々主幹に要求したわけですが、これはついで
るかできないかお尋ね願います。

○企画調査課主幹（奥米国利君） 負担金、分担金、補助金、各称だと思
います。最終日までには資料を作成します。なおこの中に負担金、
補助金、分担金と三つありますので、町内におす補助金ですか、